

人権擁護委員をご紹介します

7月1日付けで、中村しげ子さん(元本堂北部)が、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。任期は令和5年6月30日までの3年間です。いじめや家庭内でのめめごと、近所でのトラブルなど、身近なことで困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。



■中村しげ子さん【再任】

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。
収集日●8月20日(休)
申込期間●8月11日(火)～8月17日(月)
 (平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。
 ※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、美郷町以外の地域でも行われますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

実施日時●8月5日(水) 午前11時ころ
伝達手段●防災行政無線

放送内容●①上りチャイム音、②「これは、Jアラートのテストです。」×3、③「こちらは、防災美郷町役場です。」、④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

建設課

町営住宅の入居者を募集します

入居資格●

- ・住宅に困窮していること
- ・現に同居し、または同居しようとする親族が居ること
- ・入居者全員の収入合計が収入基準額以下であること
- ・国税、地方税および公共料金等を滞納していないこと

申込方法●「住宅入居申込書」に記入押印し、必要書類を添付して町建設課まで提出してください。

※**申込書類の郵送を希望される方はご連絡ください。**
 ※申込書は一旦お預かりして不足書類がないか確認したうえで受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので募集期限までに提出してください。
 ※入居決定前の見学は行っていません。

募集期限●8月17日(月)

選考方法●住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

- ・入居時期は9月中旬を予定しています。
- ・収入基準額以上の収入がある町内在住の連帯保証人(1名)が必要です。
- ・敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。
- ・犬、猫等のペットは飼うことができません。
- ・車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。
- ・その他、条例等によります。

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
小安門A棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC3階/3階	15,500～35,700	1台まで
小安門B棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC3階/2階 RC3階/3階	15,800～36,300	1台まで
小安門C棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/2階	15,800～36,300	1台まで
小安門D棟	六郷字小安門	1戸	3DK	RC3階/3階	16,000～36,800	1台まで
熊野1号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/1階	15,700～36,000	1台まで
熊野2号棟	六郷字熊野	1戸	3DK	RC3階/2階	17,000～39,100	1台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

合併処理浄化槽を設置しませんか

町では、住宅等に合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。合併処理浄化槽の設置は、清潔で快適な生活環境の維持に加え、水環境を守ることもつながりますので、くみ取り式のトイレをご利用の方やトイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を設置している方は、ぜひ合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

なお、公共下水道や農業集落排水の整備区域内の方はそちらへの加入を優先していただくため、補助金は交付できませんのでご注意ください。

また、当補助金は年度内の交付可能枠が決まっているため、早めの申請またはご相談をお願いします。

■補助金額

浄化槽の大きさ	限度額
5人槽	40万2,000円
7人槽	49万1,000円
10人槽	63万8,000円

※町内業者による施工の場合は上記限度額に2万円が加算されます。

※浄化槽の大きさは住宅の面積や家族の人数により決定します。詳しくは町建設課または浄化槽設置工事施工業者までお問い合わせください。

合併処理浄化槽とは…トイレの汚水のほか、台所やお風呂の排水も一緒に処理する浄化槽のこと

下水道（農業集落排水）に接続しませんか

町では、申請者自らが居住する既存の住宅で新規に下水道（農業集落排水）に接続し、工事施工業者として町内指定店を利用した方へ右記のとおり補助金を交付しています。下水道に接続することは、清潔で快適な生活環境の維持に加え、水環境を守ることもつながりますので、この機会に下水道への接続をご検討ください。

対象経費 ● 下水道接続工事費

補助金額 ● 対象経費の3分の1以内の額
(上限額10万円)

※千円未満の端数は切り捨てます。

詳細は下記までお問い合わせください

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料の納め忘れにご注意ください ～滞納期間が長引くと延滞金が増加されます～

介護保険料の納め方には、①納付書による直接納付か、口座からの引き落としにより納付する「普通徴収」と、②一定の条件が整い年金からの差し引きにより納付する「特別徴収」の二通りがあります。

「普通徴収」の方で、納め忘れや口座の残高不足等により定められた納期限までに納付されない場合、納期限内に納付した方との公平性を保つために、滞納した日数に応じて計算した額の延滞金を保険料に加算して納めていただくこととなります。

保険料の納付が遅れるにつれて、滞納者自身にとって延滞金がかさみ負担が大きくなっていくため、介護保険

事務所では納期限までに納付されていない方に対して督促状や催告状を送付したり、徴収員が自宅を訪問するなどして、できるだけ早く保険料を納めていただくよう対応しています。

それでも納めていただけないときには保険給付を制限する場合があります。病気や失職などにより納期限までに納付できない、または納付することが難しいなどという方は、介護保険事務所までご連絡ください。ご事情を伺ったうえ、保険料の減額や分割納付等について相談をお受けします。

問・相談 ● 介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911